

郵便局の指定について

町県民税の特別徴収税額の納入について、中国5県（岡山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県）以外の郵便局をご利用される場合は、最初の払い込みのときに右の「指定通知書」に、利用される郵便局名、提出年月日を記入して第1回目の納入書と一緒にその郵便局へ提出してください。

指定した郵便局（控）

郵便局名	
所在地	

令和 年 月 日

郵便局長様

早 島 町 長



郵便局指定通知書

貴店を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町県民税（特別徴収税額）の取扱店に指定いたしましたから通知します。

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 認可または承認番号 | 貯業第1169号 |
| 1. 口座番号 | 01260-7-960058番 |
| 1. 加入者の名称 | 早島町会計管理者 |
| 1. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行広島貯金事務センター |